

とうおんアートパスポート個人会員 規約

(名称)

第1条 本会は、「とうおんアートパスポート 個人会員」といいます。

(目的)

第2条 本会は、「とうおんアートフェスティバル」公演や事業に参加することで、同フェスティバルの活動を支援し、地域文化振興に寄与することを目的とします。

(入会条件)

第3条 次の各号に該当する個人は、会員に入会できません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (2) 暴力団（平成 22 年愛媛県暴力団排除条例 条例第 24 号 第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者もしくは構成員に暴力団員関係者（平成 22 年愛媛県暴力団排除条例 条例第 24 号 第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者がいるもの
- (4) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業団理事長が適当でないと認める業種又は事業者

(事務局)

第4条 本会に関する事務局は、一般社団法人 Nurture Arts TOON 事務所内に設置します。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、「個人会員」とします。

(会員資格)

第7条 会員資格については、以下のとおり定めます。

- (1) 会員とは本規約を承認の上、所定の手続きを行い、本会が入会を承認した方をいいます。

- (2) 会員資格の取得は、入会申込書の提出後、会員から年会費の納入が確認された日とし、この日を入会日とします。ただし、前年度中に当該年度の申込・年会費の納入をした場合、また、前年度中に口座振替による当該年度の年会費の納入手続きをした場合、入会日は当該年度の4月1日となります。
- (3) 会員の資格の有効期限は、入会日から当該年度の3月31日までとします。ただし、会員から退会の申し出がなく、翌年度の年会費が納入された場合に限り、さらに一年間延長するものとし、その後も同様とします。

(年会費)

第8条 会員から規定の年会費を申し受けます。尚、支払われた年会費は、前年度中の特典利用者と有効期間内の退会者へはお返しいたしません。

個人会員 1口 5,000 円(税込み)

(会員証)

第9条 会員証については、以下のとおり定めます。

- (1) 本会は、会員資格取得者に対して会員証を発行します。
- (2) 会員証の提示により、会員特典を利用することができます。
- (3) 会員証はカード記載の有効期間内において、また会員ID及び署名の記載があるものについて会員本人に限り有効です。
- (4) 会員証を譲渡又は貸与することはできません。

(会員特典)

第10条 会員特典については、以下のとおり定めます。

- (1) 会員は、本会が定める特典を、所定の方法により本人に限り利用することができます。
- (2) 入場料または参加料が2,000円以上の公演・企画は1,000円引き、入場料または参加料が2,000円未満の公演・企画は半額の割引となります。
- (3) 予約受付開始日から1週間限定で優先予約が可能です。
- (4) 会員の全ての購入希望を満たすことを保証しません。人気公演や、予約なく来場した場合は、入場できないことがあります。

(会員証の紛失・盗難・再発行)

第11条 会員証の紛失・盗難・再発行については、以下のとおり定めます。

- (1) 会員は会員証を紛失又は盗まれたときは、直ちに本会へ届け出るものとします。所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。
- (2) 会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害について

は、本会又は一般社団法人 Nurture Arts TOON は一切の責任を負いません。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、自らの意志をもって退会できるほか、次の各号の 1 つに該当する場合は退会するものとします。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 営利を目的としたチケットの予約、あるいは転売が確認されたとき
- (3) 会員が一般社団法人 Nurture Arts TOON の業務を妨げ、信用を傷つける等、一般社団法人 Nurture Arts TOON の不利益となる行為をしたとき
- (4) 会が解散したとき
- (5) 虚偽の内容で申込みをしたと事務局が認める場合

(本規約の承諾)

第 13 条 会員は、入会の際に本規約を承諾したものとします。なお、本規約は 変更することがあります。本規約を変更する際には、別途お知らせします。

(雑則)

第 14 条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は事務局代表理事が別に定めます。

附則 この規約は、令和 8 年 7 月 16 日より施行します。